年金記録訂正請求に係る答申について

関東信越地方年金記録訂正審議会 (東京都担当部会) 平成 28 年8月 24 日答申分

○答申の概要

年金記録の訂正を不要としたもの

4件

国民年金関係

4件

厚生局受付番号 : 関東信越 (東京) (受) 第 1501789 号 厚生局事案番号 : 関東信越 (東京) (国) 第 1600031 号

第1 結論

昭和39年10月21日から昭和50年4月1日までの請求期間については、国民年金の未加入期間に訂正することを認めることはできない。

昭和 50 年4月1日について、強制加入から任意加入へ種別を訂正することを認めることはできない。

平成元年4月から平成4年3月までの請求期間については、国民年金保険料を免除されていた期間に訂正することを認めることはできない。

第2 請求の要旨等

1 請求者の氏名等

氏名(続柄) : 男(子)

基礎年金番号 :

生年月日: 昭和38年生

住 所:

2 被保険者等の氏名等

氏 名:女

基礎年金番号 :

生年月日: 昭和8年生

3 請求内容の要旨

請 求 期 間 : ① 昭和39年10月21日から昭和50年4月1日まで

② 平成元年4月から平成4年3月まで

私の亡くなった母(訂正請求記録の対象者)の年金記録のうち、請求期間①について、国民年金の被保険者資格の取得日及び種別を昭和39年10月21日の強制加入から昭和50年4月1日の任意加入に訂正の上、任意加入前の未加入期間に記録を訂正してほしい。

また、昭和47年4月から昭和50年3月までの期間は国民年金保険料の免除期間となっているが、当該記録は請求期間②のものであるので、国民年金保険料の未納期間となっている請求期間②の記録を免除期間に訂正してほしい。

第3 判断の理由

請求期間①について、訂正請求記録の対象者の国民年金被保険者の資格取得日は昭和39年10月21日であり、種別は強制加入とされているところ、請求者は、資格取得日を昭和50年4月1日とし、種別を任意加入としてほしいと主張しているが、訂正請求記録の対象者の夫は厚生年金保険等の被用者年金の加入記録がないことから、昭和39年10月21日の強制加入は制度とあっ

た記録となっており、任意加入前の未加入期間に訂正することを認めることはできない。

請求期間②について、請求者は、訂正請求記録の対象者の昭和47年4月から昭和50年3月までの免除記録は、当該期間のものではなく、請求期間②の平成元年4月から平成4年3月までの期間の記録であると主張しているが、請求者は、請求期間②に係る免除申請手続に関与していないとしていることから、請求期間②における免除申請の状況を確認することができない。

このほか、訂正請求記録の対象者が、請求期間②の国民年金保険料を免除されていたことを示す関連資料はなく、請求期間②の国民年金保険料を免除されていたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら請求内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、訂正請求記録の対象者が請求期間②の国民年金保険料を免除されていたものと認めることはできない。

厚生局受付番号 : 関東信越 (東京) (受) 第 1600438 号 厚生局事案番号 : 関東信越 (東京) (国) 第 1600032 号

第1 結論

昭和49年*月から昭和50年2月までの請求期間、昭和52年4月から昭和56年3月までの請求期間及び昭和63年9月については、国民年金保険料を納付した期間に訂正することを認めることはできない。

第2 請求の要旨等

1 請求者の氏名等

氏 名:男

基礎年金番号 :

生年月日: 昭和29年生

住 所:

2 請求内容の要旨

請 求 期 間 : ① 昭和49年*月から昭和50年2月まで

② 昭和52年4月から昭和56年3月まで

③ 昭和63年9月

1回目にA事業所を退職した後、20歳になった昭和49年*月頃に国民年金の加入手続を行い、国民年金保険料を払い込むように案内と納付書が届いた。横に広げると30センチ程度の長さになる1年分の納付書が入っており、それを市役所の窓口に持って行き、毎月国民年金保険料を納付していた。2回目にA事業所を退職した後も、昭和52年4月頃に市役所で国民年金の加入手続をし、毎月国民年金保険料を納付しており、住民票の住所が実家であった期間については、母親が保険料を納付していた。また、昭和63年9月についても、空白がないようにきちんと国民年金保険料を納付していた。

請求期間の国民年金保険料が未納とされていることに納得できないので調査の上、記録を訂正してほしい。

第3 判断の理由

請求者の国民年金手帳記号番号(以下「記号番号」という。)は、当該記号番号前後の記号番号の任意加入被保険者に係る資格取得日及び国民年金手帳記号番号払出簿の請求者の欄に「56.5.9」と記載されていることから、昭和56年5月頃に払い出されたと推認でき、社会保険オンラインシステム及び国民年金手帳記号番号払出簿検索システムによる氏名検索においても上記記号番号と別の番号を確認することはできないことから、請求者の国民年金の加入手続は、昭和56年5月頃に行われたと考えられ、20歳になった昭和49年*月頃に国民年金の加入手続を行い、国民年金保険料を納付したとする請求者の主張と符合しない。

また、オンライン記録によれば、請求期間①及び請求期間②は未加入期間とされていることか

ら、国民年金保険料を納付することはできない。

さらに、オンライン記録によれば、請求者は、B社における厚生年金保険被保険者資格を昭和63年1月4日に取得し、平成元年1月17日に昭和63年9月30日まで遡及して喪失処理されていることから、請求期間③は、当時、厚生年金保険の被保険者期間であったことが確認できる。加えて、請求期間③が国民年金の加入期間とされたのは、平成9年8月4日であり、それまでは未加入期間とされていたことから、国民年金保険料を納付することができない上、同日時点では、時効により保険料を納付することはできない。

そのほか、請求者が、請求期間の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料(家計簿、確定申告書等)はなく、請求期間の国民年金保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら請求内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、請求者が請求期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

厚生局受付番号 : 関東信越 (東京) (受) 第 1600327 号 厚生局事案番号 : 関東信越 (東京) (国) 第 1600033 号

第1 結論

平成2年6月から平成3年3月までの請求期間、平成10年4月から平成13年11月までの請求期間、平成14年10月から平成18年12月までの請求期間及び平成19年7月から平成20年6月までの請求期間については、国民年金保険料を納付した期間に訂正することを認めることはできない。

第2 請求の要旨等

1 請求者の氏名等

氏 名:女

基礎年金番号 :

生年月日: 昭和45年生

住 所:

2 請求内容の要旨

請 求 期 間 : ① 平成2年6月から平成3年3月まで

- ② 平成10年4月から平成13年11月まで
- ③ 平成14年10月から平成18年12月まで
- ④ 平成19年7月から平成20年6月まで

請求期間を含めて 20 歳になった平成 2年*月から、納付書が送付されてきたので、納付書が送付されてくるたびにその納付書を使って毎月きちんと国民年金保険料を納付していた。納付金額は定かではないが納付していたことは間違いないので、請求期間の国民年金保険料が未納とされていることに納得できない。調査の上、記録を訂正してほしい。

第3 判断の理由

請求者は、国民年金保険料については、請求期間を含めて 20 歳になった平成2年*月から、納付書が送付されてくるたびに毎月きちんと納付した旨陳述しているが、オンライン記録によると、平成2年*月及び平成 19 年1月から同年6月までの保険料は、いずれも厚生年金保険加入中に重複納付した他の期間の国民年金保険料を充当したことが確認できることから、請求者の主張と符合しない。

また、オンライン記録によれば、請求者の国民年金被保険者資格の得喪記録については、平成14年10月11日の国民年金被保険者資格取得及び平成20年7月1日の同資格喪失が平成21年2月13日に処理されていることが確認できることから、当該処理時点まで、請求期間③及び④を含む平成14年10月から平成20年6月までの期間は、国民年金の未加入期間とされ、納付書が発行されることはなく、国民年金保険料を納付することはできない。

また、請求期間は合計で117か月であり、行政機関がこれほどの長期間の事務処理を誤ったと

は考え難い。

そのほか、請求者が、請求期間の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料(家計簿、確定申告書等)はなく、請求期間の国民年金保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら請求内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、請求者が請求期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

厚生局受付番号 : 関東信越 (東京) (受) 第 1600337 号 厚生局事案番号 : 関東信越 (東京) (国) 第 1600034 号

第1 結論

平成12年7月から平成13年5月までの請求期間、平成14年3月及び同年4月の請求期間については、国民年金保険料を納付した期間に訂正することを認めることはできない。

平成13年6月から平成14年2月までの請求期間については、国民年金保険料を重複して納付した期間として認めることはできない。

第2 請求の要旨等

1 請求者の氏名等

氏 名:男

基礎年金番号 :

生年月日: 昭和38年生

住 所:

2 請求内容の要旨

請 求 期 間 : ① 平成12年7月から平成13年3月まで

- ② 平成13年4月及び同年5月
- ③ 平成13年6月から平成14年2月まで
- ④ 平成14年3月及び同年4月

私は、平成 12 年7月に会社を退職した後、父に勧められ、国民年金の加入手続を行い、毎月、A出張所で請求期間の国民年金保険料を納付していた。請求期間①については、国民年金保険料の免除期間となっているが、免除申請はしていない。請求期間②及び④については、平成 13 年4月及び平成 14 年 3 月に就職した会社では健康保険証をもらえなかったため、厚生年金保険に加入していることを知らず、それまでと同様に、国民年金保険料を納付していた。請求期間③についても、A出張所で国民年金保険料を納付したが、平成 14 年 7 月にB市の実家に戻った後、父が平成 13 年 6 月から同年 12 月までの国民年金保険料を再度納付し、私か父が平成 14 年 1 月及び2 月の国民年金保険料についても再度納付したので、重複納付となった。調査の上、請求期間①、②及び④については国民年金保険料納付済期間とし、請求期間③については、国民年金保険料を重複して納付した期間として認めてほしい。

第3 判断の理由

請求期間①については、請求期間当時、請求者が居住していたC市の請求者に係る国民年金被保険者名簿では申請免除期間とされ、オンライン記録では、請求者の免除申請日は平成12年8月11日であること及びその処理日は平成12年10月4日であることが確認できる。

また、C市の回答によると、請求者の請求期間①に係る国民健康保険資格取得の届出日は、上記免除申請日と同日であるほか、免除の承認の可否は、基本的には前年の所得額を基に勘案され

るものであるが、平成10年6月26日庁保発第22号保険料免除基準によれば、失業、倒産その他の理由で申請時の所得状況が前年度の所得状況と著しく異なる等により保険料の拠出が困難と認められるときにも事情を考慮した上で保険料を免除することができるとされているところ、請求者は、請求期間①当時、ほぼ無職であったと陳述していることから、請求期間①の国民年金保険料が免除されていることに不自然さは見られない。

請求期間②及び④については、請求者は、就職した会社で健康保険証をもらわなかったので、厚生年金保険に加入しているとは知らず、引き続き国民年金保険料を納付し、国民健康保険にも加入していたと主張しているが、C市の回答によれば、請求者は請求期間②及び④において、国民健康保険の被保険者資格を、いずれも請求者が厚生年金保険の被保険者資格を取得した直後の平成13年4月3日付け及び平成14年3月2日付けで喪失していることが確認できる。

また、オンライン記録によれば、請求者は、請求期間②については平成 13 年4月2日に国民年金の被保険者資格を喪失している(平成 13 年4月 16 日処理)こと及び請求期間④については平成 14 年 3 月 1 日に同資格を喪失している(平成 14 年 3 月 8 日処理)ことが確認でき、請求期間②及び④は厚生年金被保険者期間であり、国民年金の未加入期間であるため、国民年金保険料を収納することはできない。

請求期間③については、請求者は、請求者が平成 14 年 7 月に実家のある B 市に転居する前に居住していた C 市で国民年金保険料を納付していたと陳述しているところ、そのうち、納期限内に納付していることがオンライン記録で確認できる平成 13 年 6 月から同年 12 月までの期間の国民年金保険料については、父親が、平成 14 年 7 月以降に重複して納付したと主張しているが、父親から事情を聴取することが困難であるため、当該期間の保険料の納付状況が不明である。

また、請求期間③のうち、平成 14 年1月及び同年2月の国民年金保険料については、C市の被保険者名簿及びB市を管轄するD社会保険事務所(当時)が平成15年11月18日に発行し、請求者に送付した国民年金未納保険料納付勧奨通知書(催告状)のいずれにおいても未納とされており、一方、請求者は、当該期間の保険料を平成15年12月10日に納付した領収証書を所有していることを勘案すると、当該期間の保険料は、上記催告状の発行日である平成15年11月18日時点では納付されておらず、その後、平成15年12月10日に過年度納付されたと考えるのが自然である。

さらに、請求期間は、基礎年金番号が導入された平成9年1月以降の期間であり、被保険者一人一人に一つのみ付与された基礎年金番号に基づき、記録管理の強化が図られていた期間であり、請求者についても、平成9年1月1日に付番された基礎年金番号とは別の基礎年金番号及び国民年金手帳記号番号が確認できないことを踏まえると、本来、国民年金保険料を納付する必要のない請求期間①の申請免除期間について国民年金保険料を納付したにもかかわらず、過誤納記録がないこと、国民年金保険料を収納することのできない請求期間②及び④の厚生年金保険加入期間及び請求期間③の既に国民年金保険料が納付済みとされている期間について、いずれも誤って国民年金保険料を納付したにもかかわらず、過誤納記録がないことは考えにくい。

そのほか、請求者が、請求期間①、②及び④の国民年金保険料を納付したこと、請求者及び父親が、請求期間③の国民年金保険料を重複して納付したことを示す関連資料(家計簿、確定申告書等)はなく、請求期間①から④までの国民年金保険料を納付または重複して納付していたこと

をうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら請求内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、請求者が請求期間①、②及び④の国民年金保険料を納付し、また、請求期間③の国民年金保険料を重複して納付していたものと認めることはできない。